



平成 29 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 東北化学薬品株式会社  
代表者名 代表取締役社長 工藤 幸弘  
(JASDAQ・コード7446)  
問合せ先  
役職・氏名 管理グループ経理部長  
小寺 伸哉  
電話 0172-33-8131

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成 29 年 12 月 20 日開催予定の第 66 期定時株主総会(以下「本総会」といいます。)に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の併合

##### (1) 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を 100 株に変更し対応することとし、一方で、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)とすることを目的に、株式併合(5 株を 1 株に併合)を実施するものです。

##### (2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式  
②併合の方法・比率 平成 30 年 4 月 1 日をもって、平成 30 年 3 月 31 日(実質上平成 30 年 3 月 30 日)の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

##### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 9 月 30 日現在)	4,800,000 株
株式併合により減少する株式数	3,840,000 株
株式併合後の発行済株式総数	960,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

- ④効力発生日における発行可能株式総数 2,928,000 株

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様55名(その所有株式数の合計は58株)が株主たる地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を所有する株主様は、会社法第192条第1項の定めにより、当社に対して、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

平成29年9月30日現在の株主構成の割合

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
全株主	710名 (100.0%)	4,800,000株 (100.0%)
5株未満(1~4株)所有株主	54名 (7.6%)	57株 (0.0%)
5株以上所有株主	656名 (92.4%)	4,799,943株 (100.0%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記、「1. 株式の併合(1) 併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成30年4月1日をもって、当社普通株式の単元株式を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 株式の併合(1) 併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条(単元株式数)を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年4月1日をもって効力を生じる旨の附則を設けるものであり、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行済株式総数は、 <u>14,640,000</u> 株とする。  (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第2章 株式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行済株式総数は、 <u>2,928,000</u> 株とする。  (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。  付則 <u>第6条および第8条の変更は、平成30年4月1日をもって、効力が発生するものとし、本付則は同日をもってこれを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 主要日程

取締役会決議日	平成29年11月14日
定時株主総会決議日	平成29年12月20日(予定)
1,000株単位での売買最終日	平成30年3月27日(予定)※
100株単位での売買開始日	平成30年3月28日(予定)※
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年4月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成30年4月1日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成30年4月1日(予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は、平成30年4月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係から、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更となる日は、平成30年3月28日であります。

以上

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回、当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成19年11月27日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限を平成30年10月1日にするのを平成27年12月17日に公表いたしました。

これを踏まえ、東京証券取引所に上場している当社といたしましては、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を別にすれば、株主様が所有される当社株式の資産価値に影響はございません。株式併合により、株主様が所有される株式数は5分の1となる一方で、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			株式併合後		
株式数	1株当たり純資産額	資産価値	株式数	1株当たり純資産額	資産価値
1,000株	500円	500,000円	200株	2,500円	500,000円

Q 5. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 5. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成30年4月1日予定）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,000株	1個	200株	2個	なし
例②	3,333株	3個	666株	6個	0.6株
例③	800株	なし	160株	1個	なし
例④	89株	なし	17株	なし	0.8株
例⑤	5株	なし	1株	なし	なし
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株
例⑦	1株	なし	なし	なし	0.2株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例②、④、⑥、⑦のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式が5株未満の場合（上記の例⑥、⑦のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？

A 6. 特に必要なお手続きはございません。なお、上記Q 5のとおり、5株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社様または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社様または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q 9. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 9. 今回の株式併合により株主様が所有される株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A10. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成29年11月 取締役会（株主総会招集決議）

平成29年12月 第66期定時株主総会

平成30年3月28日 \* 100株単位での売買開始日

平成30年4月1日 \* 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成30年5月 \* 株式併合割当通知の発送

平成30年6月 \* 端数株式処分代金のお支払い

\* 平成29年12月に開催予定の第66期定時株主総会において、株式の併合に係る議案が承認可決された場合の予定です。

#### 【お問合せ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問合せください。

#### 記

「特別口座の口座管理機構（株主名簿管理人）」

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9:00 ~ 17:00（土・日・祝日を除く）

以上